○国土交通省告示第千三十六号

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）第一条第三項の規定に基づき、航空交通管制部の管轄区域について次のように定める。

令和八年八月六日

国土交通大臣　金子　恭之

航空交通の状況に鑑み、航空交通管制部組織規則第一条第一項に規定する管轄区域にかかわらず、次の表の上欄に掲げる航空交通管制部は、同表の中欄に掲げる区域を管轄するものとし、当該区域を管轄する時間はそれぞれ同表の下欄に掲げる時間とし、令和八年九月三日から令和八年十一月二十五日まで適用する。

航空交通管制部	区域	時間
東京航空交通管制部	一　北緯三七度二〇分四五秒東経一三八度八分三〇秒の地点、北緯三七度二〇分〇秒東経一三八度六分〇秒の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度四分三〇秒の地点、北緯三六度四九分三八秒東経一三七度五九分四〇秒の地点、北緯三七度二分四七秒東経一三七度七分〇秒の地点、北緯三七度一分一五秒東経一三七度三分五〇秒東経一三八度三分〇秒の地点、北緯三七度二〇分七秒東経一三八度四分〇秒の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度六分